

ID: 432

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	病児保育の事前登録		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則 第33条第1項		
例 規 番 号	平成30年規則第46号の2		
【根拠条文】 (病児保育の事前登録等) 第33条 病児保育の利用に的確に対応するため、病児保育の利用を希望する保護者は、あらかじめ芦屋市病児・病後児保育事業利用登録申請書(様式第3号)により登録を受けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、保護者は緊急その他やむを得ない事由があるときは、口頭で利用登録を申請することができる。この場合において、保護者は速やかに所定の手続を行うものとする。 【基準】 根拠条文及び第29条の規定による。 (病児保育の対象) 第29条 病児保育の対象は、市内に居住し、又は市内の保育所等に在籍する生後6月から小学校6年生までの児童で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 当面症状の急変は認められないが、病気等の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童 (2) 病気等の回復期にあつて、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があることから集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童 2 前項に規定する病気等とは、次に掲げるものをいう。 (1) 感冒、消化不良症(多症候性下痢)等児童が日常罹患する疾病 (2) 水痘、風しん等の伝染性疾患 (3) 喘息等の慢性疾患 (4) 骨折等の外傷性疾患			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日